

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年2月14日

【四半期会計期間】 第61期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 焼津水産化学工業株式会社

【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 潤

【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町五丁目8番13号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区南町11番1号
静銀・中京銀静岡駅南ビル6階

【電話番号】 054(202)6044

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 大勝 利昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第3四半期 連結累計期間	第61期 第3四半期 連結累計期間	第60期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (千円)	12,297,619	11,496,995	16,458,306
経常利益 (千円)	706,610	766,379	889,078
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	469,015	216,252	512,643
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	356,938	165,600	399,168
純資産額 (千円)	19,835,618	19,531,812	19,722,789
総資産額 (千円)	23,453,818	22,911,895	22,950,250
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	37.82	17.62	41.41
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.6	85.2	85.9

回次	第60期 第3四半期 連結会計期間	第61期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失() (円)	19.78	2.31

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
 ん。
 3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載し
 ておりません。
 4. 当社は、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする信託を通じた株式報酬制度を導
 入しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式は、1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当
 たり四半期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変
 更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

イ. 経営成績

今般の当社製品の一部における不正表示につきましては、多くの関係者の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

2019年11月18日に公表致しました再発防止策に基づき、全社一丸となって是正措置を講じるとともに再発防止に向けた取り組みを鋭意進め、お客様に支持される品質保証体制を再構築し、一日も早く、信頼回復を実現いたします。

当社グループでは、2022年3月までの3カ年中期経営計画「Create Next YSK」に基づき、“おいしさ”と“健康”で価値創造フィールドを拡大し、顧客に支持される食品メーカーへ成長することをビジョンとして、積極的な取り組みを進めています。

具体的には、i. 差別化とフィールド拡大による成長、ii. 海外事業のステージアップ、iii. 新規事業育成、の3つの重点施策を力強く推進しています。水産系の天然素材を原料とした調味料、機能性食品素材を強みとして、顧客視点による機会創造型営業マンの育成・強化と新製品の開発に取り組み、差別化を図っています。製造面については、設備投資を積極的に実行して、更なる効率化や安定製造に向けた取り組みを進めています。海外事業については、タイ国バンコクの駐在員事務所を活用し、ASEANを中心とした事業展開を進めています。新規事業については、当社グループがこれまでに培ってきた技術を活用して、農業分野など新たな事業分野への展開を進めています。

なお、再発防止策に優先的に取り組むため、中期経営計画の施策を見直しており、適時公表致します。

連結売上高につきましては、消費税増税による消費の低迷や当社製品の一部における不正表示に伴い販売活動が停滞したことから、114億96百万円（前年同期比8億円、6.5%減）となりました。利益面につきましては、原材料価格の上昇や人件費等の増加があったものの売上減少に伴う変動費の減少及び健康食品通信販売に係る広告宣伝費や先行投資の一部の経費が来期にずれ込む影響もあり費用計上が減少し、連結営業利益は7億23百万円（同40百万円、5.9%増）となりました。また、連結経常利益は、7億66百万円（同59百万円、8.5%増）となりましたが、不正表示に係る品質関連損失4億46百万円を特別損失に計上したことから親会社株主に帰属する四半期純利益は2億16百万円（同2億52百万円、53.9%減）となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

(調味料)

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種香辛料の製造販売に関するセグメントです。液体調味料は東京開発ラボを活用したプレゼンテーションが奏功し、大型案件を獲得し大幅に伸長しましたが、粉体調味料及び香辛料は大幅に減少しました。その結果、調味料セグメントの売上高は、57億92百万円（前年同期比1億20百万円、2.0%減）となりました。セグメント利益は、原材料価格の上昇が製造原価の悪化要因となったほか、売上構成の変化及び人件費の増加により6億52百万円（同34百万円、5.1%減）となりました。

(機能食品)

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売に関するセグメントです。注力素材であるアンセリンは新規案件獲得及び既存取引先商品の売上増により伸長しましたが、N-アセチルグルコサミン等の減少が響き機能性食品素材の売上が減少したほか、機能食品も市場環境の変化により主力商品の苦戦が続いており売上を伸ばすことが出来ませんでした。その結果、機能食品セグメントの売上高は、20億88百万円（同1億53百万円、6.8%減）となりました。セグメント利益は、売上高が減少したものの売上構成の変化及び健康食品通信販売に係る広告宣伝費等の一部の経費が来期にずれ込む影響もあり、5億4百万円（同62百万円、14.2%増）となりました。

(水産物)

水産物は、冷凍鮪・冷凍鰹の原料販売及び加工製品の製造販売に関するセグメントです。加工技術、品質に対する取引先からの評価を背景にOEM加工販売は順調に推移しましたが、自社商品販売が消費税増税による消費の低迷、原料相場下落による販売価格の見直し等により減収となりました。その結果、水産物セグメントの売上高は、27億19百万円（同4億95百万円、15.4%減）となりました。セグメント利益は、仕入原価の改善、OEM加工賃単価の見直し、販管費の削減等により53百万円（同34百万円、182.7%増）となりました。

(その他)

その他は、化粧品通信販売及びその他商品の販売に関するセグメントです。化粧品通信販売及びその他商品の販売が共に伸び悩みました。その結果、その他セグメントの売上高は、8億97百万円（同30百万円、3.3%減）となりました。セグメント利益は、売上高の減少により33百万円（同5百万円、15.3%減）となりました。

ロ. 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における総資産の総額は、前連結会計年度末に比べ38百万円減少し、229億11百万円となりました。

流動資産は、現金及び預金が2億74百万円、受取手形及び売掛金が1億51百万円増加した一方、商品及び製品が2億41百万円減少したこと等により1億60百万円増加し、149億75百万円となりました。

固定資産は、期中の減価償却が設備投資を上回り有形固定資産が1億80百万円減少したほか、保有株式の時価の下落により投資有価証券が69百万円減少したこと等により1億98百万円減少し、79億36百万円となりました。

流動負債は、支払手形及び買掛金が78百万円増加した一方、未払法人税等が98百万円減少したこと等により1億74百万円増加し、29億97百万円となりました。

固定負債は、繰延税金負債が19百万円減少したこと等により22百万円減少し、3億82百万円となりました。

純資産は、利益剰余金が1億40百万円、その他有価証券評価差額金が50百万円減少したこと等により1億90百万円減少し、195億31百万円となりました。

この結果、自己資本比率は85.2%となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(対処すべき課題)

今般の当社製品の一部における不正表示に関して、調査委員会の提言を踏まえ再発防止策を策定し、2019年11月18日付けで公表しております。当社グループは、本件を厳粛に受け止め、二度と同様の事態を発生させないよう再発防止策を確実に実行し、コーポレート・ガバナンスを一層強化してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為(下記ロaに定義されます。以下同じとします。)について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式(以下「支配株式」といいます。)を取得することで(以下、支配株式の取得を目指す特定の者又はグループを「買収者等」といいます。)、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、買収者等は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び当社定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

イ. 3カ年中期経営計画「Create Next YSK」

当社グループは、2019年度から2021年度までの3カ年中期経営計画「Create Next YSK」を策定し、本3カ年中期経営計画では、“おいしさ”と“健康”で価値創造フィールドを拡大し、顧客に支持される食品メーカーへと成長することをビジョンとして、3つの基本戦略((i)差別化とフィールド拡大による成長、()海外事業のステージアップ、及び()新規事業育成)を軸に成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに注力することで、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

(i) 差別化とフィールド拡大による成長

水産系天然素材原料の調味料、機能食品を強みとして、更なる差別化を図るために、顧客視点による機会創造型営業マンの育成、強化と新製品の開発を積極的に推進していきます。また、強み拡大による成長戦略を、川上・川下を問わず、強力に推し進めていきます。生産面においては、更なる生産性の向上と品質向上を目指し、市場環境変化に対応した生産体制の構築に取り組みます。これらの成長戦略に伴う試験研究費、生産設備の積極投資を実行して、成長戦略を強固にしていきます。

() 海外事業のステージアップ

タイ国バンコクの駐在員事務所の活用と海外事業を所轄する部署を軸として、経済成長を続けるASEANを中心に、海外事業展開を推し進めます。そのために、当社グループにおけるリソースのすべてを活用し、更には海外戦略製品の強化と製造販売の一貫体制の構築を図るべく、経営資源の積極投入を実行していきます。

() 新規事業育成

一定の人的リソースをはじめとした経営資源を投入し、当社グループの技術を活用して、新規分野に積極的に挑戦し、未来の収益基盤の強化を図っていきます。新たな事業分野を発掘・創出するために、体制整備や情報収集を実施し、実績化を目指します。

ロ. コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。その詳細につきましては、2019年6月26日に公表いたしました「コーポレートガバナンス報告書」をご参照ください。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための

取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、2018年5月10日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2018年6月27日開催の当社第59期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

イ．本プランの目的について

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記ロeに定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2018年5月10日開催の取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、2018年6月27日開催の第59期定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただきました。

ロ．本プランの内容について

a．対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)ないし(c)のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (a) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

b．意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしします。

e. 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（補欠者を含みます。）及び社外有識者の中から3名以上の委員を選任する特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

f. 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとしします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様へ問うべく当社株主総会を招集することができるものとしします。

g. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定する新株予約権の無償割当てによるものとしします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとしします。

ハ. 本プランの有効期間並びに継続、及び廃止について

本プランの有効期間は、第59期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとしします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとしします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

上記 の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、 記載の取組み及び 記載の本プランは、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、 記載の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、146百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,056,198	13,056,198	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	13,056,198	13,056,198	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	-	13,056,198	-	3,617,642	-	3,414,133

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 762,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,278,300	122,783	-
単元未満株式	普通株式 15,598	-	-
発行済株式総数	13,056,198	-	-
総株主の議決権	-	122,783	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)及び監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式26,700株(議決権の数267個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式が82株及び監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式13株が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
焼津水産化学工業 株式会社	静岡県焼津市小 川新町5丁目8 番13号	762,300	-	762,300	5.8
計	-	762,300	-	762,300	5.8

(注) 上記のほか、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式26,700株を自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長 開発本部長	代表取締役 社長	山田 潤	2019年12月16日
取締役 執行役員 新規事業担当	取締役 常務執行役員 品質保証本部長	石川 真理子	2019年12月16日
取締役 執行役員 生産本部長	取締役 執行役員 海外事業本部長	田中 勝弘	2019年12月16日
取締役 執行役員 品質保証本部長	取締役 執行役員 開発本部長	内山 毅彦	2019年12月16日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、芙蓉監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,252,486	8,526,698
受取手形及び売掛金	1 3,867,639	1 4,019,117
商品及び製品	1,058,646	817,499
仕掛品	61,045	83,007
原材料及び貯蔵品	1,499,827	1,438,751
その他	77,044	91,958
貸倒引当金	1,700	1,700
流動資産合計	14,814,989	14,975,334
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,037,900	1,929,497
機械装置及び運搬具（純額）	903,163	829,845
土地	2,603,175	2,603,175
リース資産（純額）	5,535	3,248
建設仮勘定	-	3,000
その他（純額）	59,873	60,657
有形固定資産合計	5,609,648	5,429,425
無形固定資産		
44,798		83,379
投資その他の資産		
投資有価証券	2,078,446	2,008,477
退職給付に係る資産	211,967	228,702
繰延税金資産	8,768	9,652
その他	185,952	181,245
貸倒引当金	4,321	4,321
投資その他の資産合計	2,480,813	2,423,756
固定資産合計	8,135,261	7,936,560
資産合計	22,950,250	22,911,895

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,290,756	1,369,109
短期借入金	740,000	750,000
リース債務	3,113	2,576
未払法人税等	115,298	16,441
未払消費税等	23,571	45,714
賞与引当金	126,683	88,137
役員賞与引当金	-	16,587
その他	523,192	708,925
流動負債合計	2,822,616	2,997,492
固定負債		
リース債務	2,864	932
繰延税金負債	346,867	326,973
退職給付に係る負債	24,957	20,553
役員株式給付引当金	27,306	34,132
長期未払金	2,850	-
固定負債合計	404,844	382,590
負債合計	3,227,461	3,380,083
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,617,642	3,617,642
資本剰余金	3,422,547	3,422,547
利益剰余金	12,641,941	12,501,672
自己株式	783,076	783,131
株主資本合計	18,899,055	18,758,731
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	823,734	773,081
その他の包括利益累計額合計	823,734	773,081
純資産合計	19,722,789	19,531,812
負債純資産合計	22,950,250	22,911,895

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	12,297,619	11,496,995
売上原価	9,462,600	8,800,065
売上総利益	2,835,018	2,696,930
販売費及び一般管理費	2,151,588	1,973,037
営業利益	683,430	723,893
営業外収益		
受取利息	294	276
受取配当金	30,500	33,625
受取賃貸料	13,003	13,442
補助金収入	3,949	17,860
その他	19,325	17,273
営業外収益合計	67,073	82,477
営業外費用		
支払利息	2,833	1,659
租税公課	6,131	5,769
減価償却費	27,293	25,934
その他	7,635	6,628
営業外費用合計	43,893	39,991
経常利益	706,610	766,379
特別利益		
固定資産売却益	487	-
保険収益	25,736	4,357
特別利益合計	26,224	4,357
特別損失		
固定資産除却損	3,463	2,995
災害損失	4,297	19,339
賃貸借契約解約損	1,155	-
弁護士報酬等	920	-
社葬関連費用	10,252	-
品質関連損失	-	446,729
特別損失合計	20,089	469,063
税金等調整前四半期純利益	712,744	301,672
法人税等	243,728	85,419
四半期純利益	469,015	216,252
親会社株主に帰属する四半期純利益	469,015	216,252

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
四半期純利益	469,015	216,252
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	112,077	50,652
その他の包括利益合計	112,077	50,652
四半期包括利益	356,938	165,600
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	356,938	165,600
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。
 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	51,157千円	41,070千円

2 偶発債務

今般の当社製品の一部における不正表示(以下「本事案」)が判明したことに伴い、本事案に関する費用について可能な範囲において当第3四半期連結累計期間において品質関連損失に計上しています。今後も本事案に関する費用が発生しますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	358,628千円	315,933千円
のれんの償却額	127千円	- 千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月18日 取締役会	普通株式	174,014	14	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金
2018年11月2日 取締役会	普通株式	124,294	10	2018年9月30日	2018年12月4日	利益剰余金

(注)1. 2018年5月18日開催の取締役会決議による配当金の総額には、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金420千円が含まれております。

2. 2018年11月2日開催の取締役会決議による配当金の総額には、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金267千円が含まれております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月17日 取締役会	普通株式	233,583	19	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
2019年11月1日 取締役会	普通株式	122,938	10	2019年9月30日	2019年12月3日	利益剰余金

(注)1. 2019年5月17日開催の取締役会決議による配当金の総額には、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金507千円が含まれております。

2. 2019年11月1日開催の取締役会決議による配当金の総額には、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金267千円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	5,912,785	2,242,000	3,214,796	11,369,582	928,036	12,297,619	-	12,297,619
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	10,899	10,899	-	10,899	10,899	-
計	5,912,785	2,242,000	3,225,695	11,380,481	928,036	12,308,518	10,899	12,297,619
セグメント利益	687,118	441,420	19,018	1,147,557	39,013	1,186,570	503,140	683,430

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品等であります。
 2. セグメント利益の調整額 503,140千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

・当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	5,792,089	2,088,779	2,719,015	10,599,885	897,110	11,496,995	-	11,496,995
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	12,118	12,118	-	12,118	12,118	-
計	5,792,089	2,088,779	2,731,133	10,612,003	897,110	11,509,113	12,118	11,496,995
セグメント利益	652,253	504,112	53,769	1,210,135	33,049	1,243,184	519,291	723,893

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品等であります。
 2. セグメント利益の調整額 519,291千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益(円)	37.82	17.62
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	469,015	216,252
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	469,015	216,252
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,401	12,267

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする信託を通じた株式報酬制度を導入しており、当該信託が保有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり四半期純利益の算出上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
 1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第3四半期連結累計期間28,256株、当第3四半期連結累計期間26,713株です。

2 【その他】

2019年11月1日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 122,938千円
 (ロ) 1株当たりの金額 10円
 (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2019年12月3日

- (注) 1. 2019年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。
 2. 配当金の総額には、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金267千円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月7日

焼津水産化学工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 潤 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 信行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている焼津水産化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。